

指定工場のみなさまへ

## ○B D 検査対象車等における旧指定整備記録簿への記載方法について

令和6年10月1日から、○B D 検査が本格運用開始となり、指定整備記録簿の様式が変更されているところです。

旧様式の在庫をお持ちの指定工場で、令和6年10月以降に○B D 検査対象車や自動運行装置を備える自動車へ旧様式を使用される場合は、以下のとおり修正のうえ使用してください。

### ●○B D 検査対象車の場合

旧様式の「指示針の振れ」欄を利用して○B D 検査の結果を記載します。

①指示針の振れ」と「km/h」の文字を取消線で消して「○B D 検査結果」の文字を追加記入してください。

②○B D 検査が適合であれば「良」の文字を記入してください。

#### 【記載例】

○B D 検査対象車

<del>指示針の振れ</del>		
○B D 検査結果		
n	良	<del>km/h</del>
速度表示灯の誤差		

○B D 検査対象車以外

指示針の振れ		
n		km/h
速度表示灯の誤差		

※○B D 検査対象車以外は、斜線を記入してください。

### ●自動運行装置を備える自動車の場合

①旧様式の目視等による検査欄「⑳その他」の下に「自動運行装置 □」を追加記入してください。

②自動運行装置が保安基準に適合であれば追加記入した□の中に「レ」を記入してください。

#### 【記載例】

##### ■目視等による検査欄

⑱	防火装置	<input type="checkbox"/>
⑲	内圧容器及びその附属装置	<input type="checkbox"/>
⑳	その他	<input type="checkbox"/>
自動運行装置		<input checked="" type="checkbox"/>

※自動運行装置備える自動車以外は、追加記入の必要はありません。

ご不明な点は、管轄の運輸支局整備部門へお尋ね下さい。

令和6年6月

九州運輸局自動車技術安全部 整備課